## 改正概要 定期報告対象建築設備等

建築設備等の種別		政令指定	細則指定	報告時期
昇降機 (政令第129条の3第1項 各号に掲げる昇降機)	エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するも のを除く)	0	-	検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合, 毎年3月30日
				検査済証交付日が平成6年1月1日以降の場合, 毎 年交付日の属する月に応当する月の末日
	エスカレーター	0	-	検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合, 毎年3月30日
				検査済証交付日が平成6年1月1日以降の場合, 毎 年交付日の属する月に応当する月の末日
	小荷物専用昇降機 (フロアタイプに限る)	0	ı	毎年、検査済証の交付日の属する月の末日 ※
準用工作物(政令第138条第2項各号に掲げる工作物)		0	-	検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合, 毎年3月30日
				検査済証交付日が平成6年1月1日以降の場合, 毎 年交付日の属する月に応当する月の末日
防火設備 (随時閉鎖式)	政令指定の定期報告対象建築物に設けるもの	0	-	毎年,検査済証の交付日の属する月の末日 ※
	以下に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 200㎡以上の建築物に設けるもの ・病院, 診療所 ・高齢者等の就寝の用に供する用途	0	-	
	細則指定の定期報告対象建築物に設けるもの	-	0	

<sup>※</sup> 施行日(平成28年6月1日)に現に存するもの及び施行日から平成29年5月31日までに検査済証の交付を受けたものは、平成31年以降の毎年5月31日とする。